

記載例

ご注意

給与支払報告 特別徴収 にかかるとる給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

令和 2年 11月 30日		所在地 〒 959 - 3292 新潟県岩船郡関川村大字下関912		特別徴収義務者指定番号 2345		宛名番号 12345	
関川村長 あて		名称 (株)関川物産		連絡者の係・氏名 総務課 給与係		氏名 関川花子	
(特別徴収義務者) 給与支払者		代表者の職氏名印 代表取締役 関川太郎		連絡者の電話番号		電話 (0254) 64-1451	
フリガナ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済税額		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	
氏名 新潟太郎 (旧姓)		円		6 月分から 11 月分まで		異動年月日 異動事由 R2・11・30 1.退職 2.転勤 3.休職・長欠 4.死亡 5.会社解散 6.住所誤報 7.少額給与 8.支払不定期 9.事業専従者	
個人番号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		120,000		円		異動後の未徴収税額の徴収 1.特別徴収継続 2.一括徴収 3.普通徴収	
住 1月1日現在 関川村大字下関1番地				円		1月1日以降退職時までの給与支払額 2,200,000	
所 異動後の住所				円		退職手当等の支払額(支払予定額) 600,000	
				円		控除社会保険料額 275,000	
				円		勤続年数 3 年	

太枠の中を記入してください。

普通徴収の場合、村から本人へ納税通知書を送付し、納めていただきますので、その旨本人にご連絡ください。

一括徴収の納入月等は、必ず記入してください。

新勤務先は、前勤務先から異動届出書を受けましたらこの欄と給与所得者の個人番号に記入し、村へ提出してください。

◎一括徴収等 ※給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)について一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

右のとおり一括徴収してください。	一括徴収予定額 60,000 円	一括徴収できない理由
令和 2年 11月 30日	一括徴収した税額は、12 月分で納入します	1.(ウ)を超える給与等の支払がないため 2.その他
氏名 新潟太郎	令和 2年 11月 30日	

退職者の未徴収税額は、なるべく一括徴収の方法で納入して下さるようお願いいたします。

転勤等による特別徴収届出書(左欄外の注意書きを参照してください)

関川村で初めて特別徴収する場合は○で囲んでください。

月割額 円	所在地 〒	特別徴収義務者指定番号	新 規
を 月分から徴収	フリガナ	連絡者の係	
し納入します。	名称	係・氏名 氏名	
	代表者の職氏名印	電話番号	電話 ()

(注)1月1日から4月30日までの間の退職者で未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務付けられています。

1「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記入してください。
2 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に送付願います。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は前勤務先では記載せず新勤務先で「個人番号」は記入せず、新勤務先へ送付願います。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は記入せず、新勤務先では下段の事項を記入し、一月一日現在の住所(課税地)の市区町村長に送付してください。